司会業務の外注に関する取引契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と株式会社★★★（以下「乙」という。）とは、乙が自ら受注した挙式・披露宴での司会業務を甲に再委託することを目的に、以下の各条項を内容とした司会業務の外注に関する取引契約を締結する。

第１条（契[illegible]

1　乙は[illegible]自らの[illegible]と[illegible]披[illegible]等[illegible]司会業務（以下「委託業[illegible]う。）[illegible]甲[illegible]受託する。[illegible]約[illegible]が[illegible]託[illegible]の[illegible]的[illegible]容[illegible]請[illegible]から甲に対する個別の発注（[illegible]書[illegible]子[illegible]ル[illegible]その形[illegible]わない[illegible]る[illegible]対[illegible]が[illegible]より[illegible]する[illegible]とする。

2　甲は、委託業務の実施においては善良なる管理者の注意義務を負うものとし、甲の責に帰すべき事由により乙が顧客または第三者との間で紛争に巻き込まれた場合には、甲は乙と協働して、誠意をもってこの解決に努めるものとし、またそれにより乙に損害が発生した場合には、乙の請求に従い賠償する義務を負うものとする。

3　委託業務に係る業務委託料は、委託業務を発注する都度、見積書またはメールでのやりとり等記録を残す方法によって甲乙間で協議し、決定するものとする。

4　本契約は、乙による甲に対する本契約有効期間中の個別の委託業務の発注を何ら保証するものではない。

5　甲は、乙を[illegible]委託業務を提供した顧客及びホテル・式場等の運営者との間で、直接契約を締結することはでき[illegible]のとする。なお、予め乙の承諾[illegible]ることを条件[illegible]本項の制約[illegible]する。

第２条（成果物[illegible]）

1　予め想定されていたか否かを問わず、甲が委託業務を行[illegible]でシナリオ原稿等成果物が発生した場合には、甲は乙の指示に沿って乙に引渡す。

2　成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、予め甲乙間で特段の合意がない限り、成果物の引き渡しと同時に甲から乙に移転する。また、甲は、成果物その他委託業務の過程で作成された著作物について、著作者人格権を乙に対して一切行使しない。

第３条（契約内容変更の方法）

本契約の内容を締結後に変更する場合は、別途乙が指定する方法で所要の手続きを行うものとする。

第４条（交通費[illegible]担）

甲は、自宅等の[illegible]と委託業[illegible]提供[illegible]した[illegible]通費[illegible]請求[illegible]ことはできないものとする。但し[illegible]の役務提供[illegible]のがあり、予め[illegible]間で[illegible]別[illegible]意[illegible]った場合は[illegible]の限りでな[illegible]

第５条（決済方法）

1　甲は毎月末に当月中に支払義務が発生した委託業務対価の総額を算出し、翌月●日までに届くよう乙に請求書を送付する。

2　乙は前項の請求に基づき、所定の金額を請求書到着日の属する月の末日（算出対象月の翌月末日。なお、該当日が休日の場合はその前の営業日）までに、請求書記載の甲の金融機関口座に振り込む方法でこれを支払う。振込み手数料は乙負担とする。

3　甲の請求が本条第１項に定める期限を経過してなされた場合は、乙は期限経過に伴う合理的な範囲で支払い時期を遅らせることができる。

第６条（契約期[illegible]

本契約の有効[illegible]本契約書[illegible]期間[illegible]了の[illegible]までに、甲乙いずれかに[illegible]よ[illegible]し[illegible]なされなければ[illegible]さ[illegible]１年[illegible]延長する[illegible]とし[illegible]以[illegible]同様[illegible]

第７条（解約または解除）

1　甲及び乙は契約期間内において、3 か月以上先の解約日を指定することで、本契約を解約することができる。

2　甲及び乙は、相手方に①強制執行、税金滞納処分を受けた時、又は破産、民事再生、会社更生、解散（但し、合併による場合を除く）、清算、差押、仮差押、もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、②銀行取引停止処分があったとき、③主務官庁より営業許可の取り消し、営業停止、その他行政処分を受けたときは即時に、④本契約又は個別の発注条件の条項に違反があったときは２週間前までの事前通知をもって本契約を解除することができる。

3　前２項の定[illegible]かかわらず、甲及び乙は相手方が暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係を有することが明らかにな[illegible]場合には、直ちに本契約を解除す[illegible]とができ、[illegible]手方は[illegible]解除[illegible]同時[illegible]一切の期限[illegible]利益[illegible]び損[illegible]請求権を失うものとする。

第８条（債権譲渡及び第三者委託の原則禁止）

1　甲は、乙の書面による承諾なしに、本契約に基づく債権を第三者に譲渡してはならない。

2　甲は、乙の事前の承諾なしに、委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。

第９条（損害賠償）

甲[illegible]の定[illegible]ある[illegible]約に関連して乙に損害を与えた場[illegible]逸失利[illegible]会[illegible]的[illegible]派生[illegible]損害[illegible]切の[illegible]を[illegible]す[illegible]義務[illegible]。但し、甲が不可抗力（甲に一切の過失がな[illegible]か[illegible]に[illegible]手[illegible]存[illegible]ない[illegible]と[illegible]が[illegible]た場[illegible]に[illegible]により本[illegible]の義務を履行できな[illegible]場合は免責される。

第 10 条（機密事項）

1　甲及び乙は、本契約の内容及び取引上相手方から知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾なしに外部に漏洩又は本契約の目的以外に利用してはならない。ただし、①相手方から提供又は開示がなされたとき、すでに公知となっていた、又は自己において既に知得していたもの、②相手方から提供又は開示がなされた後、自己の責に帰せざる事由により公知となったもの、③提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、⑤相手方から秘密保持の必要な[illegible]旨書面で確認されたものは本条が適用され[illegible]秘密情報から除外する。

2　甲及び乙は、法令[illegible]基づく[illegible]制力を伴う請求もしくは行[illegible]司法府に[illegible]制力を伴う命令等があった場合には、[illegible]の定め[illegible]かかわらず必要[illegible]範囲[illegible]秘密[illegible]報[illegible]ことができる。ただし開示し[illegible]には[illegible]手[illegible]そ[illegible]旨通[illegible]しなければならな[illegible]

3　甲[illegible]本契[illegible]が終[illegible]合に相手方から請求があ[illegible]には[illegible]条[illegible]項[illegible]め[illegible]密[illegible]又[illegible]含[illegible]その他の[illegible]媒体（複製物を含む）を返還又は廃棄する義務を負う。

第 11 条（個人情報の取扱い）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた個人情報は関係法令に従い適法・適正に管理しなければならない。また、相手方から漏洩防止等を目的に管理方法の是正を求められた場合には、直ちにこれに対応しなければならない。

第 12 条（残存条項）

本契約終了後も第１条[illegible]５項、第２条、第４条、第５条、第[illegible]から[illegible]13 条までの効力は残存する。ただし、第１条第５[illegible]限って残存期間は本[illegible]終了[illegible]●[illegible]とする。

第 13 条（[illegible]裁判所）

本契約に関連して紛争が生じた場合には、乙所在地管轄の地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（特約条項）

本契約締結に際して、前条までの内容と異なる合意がある場合は下記の通りとし、下記の内容が優先されるものとする。

以上

以上の合意を証するため、甲及び乙は本契約書を１通作成し、記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを各々保有する。

本契約書の取り交わしに際して発生する印紙税等の負担は折半する。

年　　月　　日

甲）

乙）

Sample Sample Sample
Sample Sample Sample
Sample Sample Sample
Sample Sample Sample
Sample Sample Sample